

議案第100号

鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
制定の件

鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年9月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年鹿児島県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「一部（2時間を超えない範囲内の）」を「全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、病院事業職員の部分休業に関し必要な事項を定めるため、所要の改正をしようとするものである。